

公益理事等の報酬等及び費用に関する規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人第二種金融商品取引業協会（以下「本協会」という。）定款第43条第2項の規定に基づき、公益理事等の報酬等の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）公益理事等とは、公益理事及び常任理事をいう。
- （2）報酬等とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬その他の名称のいかんを問わず職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、費用とは明確に区分されるものとする。
- （3）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 本協会は、公益理事等に対して、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 公益理事の報酬は定例報酬とし、常任理事の報酬は定例報酬及び賞与とする。

3 常任理事が退職した場合には、当該常任理事の在任期間に応じ第6条に規定する退職手当を支給することができる。

（公益理事等の定例報酬）

第4条 公益理事及び常任理事の定例報酬月額、別表1及び別表2に定める報酬月額表のとおりとし、理事会の決議により、号俸を定める。

（賞与の支給）

第5条 常任理事の賞与は、原則として6月及び12月に支給する。

2 前項の賞与は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常任理事及び基準日前1か月以内に退任し、又は死亡した常任理事に支給する。

3 賞与の年間支給額は、定例報酬月額に6.0を乗じた額を上限とし、理事会の決議により定める。

（退職手当）

第6条 常任理事に対する退職手当は、常任理事として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退職した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 前項に定める退職手当の額は、当該常任理事の役員在任期間の月数（1 か月未満は切上げとする。）に、退職時の定例報酬月額（当該役員在任期間中、退職時の定例報酬月額と異なる定例報酬月額の期間がある場合には、当該期間については当該異なる定例報酬月額をもって当該期間の計算を行う。）の100 分の28に相当する金額を乗じて得られた額とする。なお、この額は、理事会の決議により、職務の業績等に応じ、その額の30%の範囲内で増額し、又は減額することができる。

（報酬の支給方法）

第7条 公益理事等の月額報酬は、法令等に基づき控除すべきものを控除した残額を職員給与の支給日に通貨をもって支給することとし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 月の途中で常任理事に就任したとき、又は月の途中で常任理事を退任したとき、あるいは死亡したときは、月額報酬の支給は日割計算で行うものとする。

（費用）

第8条 本協会は、公益理事等がその職務の遂行にあたって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

（通勤手当の取扱い）

第9条 常任理事には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて、通勤手当を支給する。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要があるときは、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、会員総会の決議により行う。

付 則（平成26年〇月〇日）

この規程は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第6条（退職手当）第2項の規定は、本協会の設立の日から施行する。

別表 1 公益理事報酬月額表（単位：円）

号俸	金額
1	50,000
2	60,000
3	70,000
4	80,000
5	90,000
6	100,000

別表 2 常任理事報酬月額表（単位：円）

号俸	金額
1	1,000,000
2	1,100,000
3	1,200,000
4	1,300,000
5	1,400,000
6	1,500,000